

令和2年度 福岡市居住支援協議会 定期総会 議事録

- 1 日時 令和2年8月20日(木) 10:00～11:10
- 2 場所 天神ビル 11階 11号会議室(福岡市中央区天神 2-12-1)
- 3 出席者

所 属	氏 名	備 考
公益社団法人 福岡県宅地建物取引業協会	会長 加藤 龍雄	委 員
公益社団法人 全日本不動産協会 福岡県本部	副本部長 宮本 英修	委 員
独立行政法人 都市再生機構九州支社	住宅経営部長 矢嶋 賢一	代理出席
福岡市住宅供給公社	理事長 進藤 正孝	委 員
特定非営利活動法人 抱樸	理事長 奥田 知志	委 員
一般社団法人 家財整理相談窓口	理事 岩橋 洋	委 員
福岡市保健福祉局	高齢社会部長 佐伯 俊資	代理出席
社会福祉法人 福岡市社会福祉協議会	常務理事 吉村 展子	副会長
	地域福祉部長 藤田 博久	(専門部会長)
福岡市住宅都市局	理事 西野 仁	会 長
	住宅部長 内山 孝弘	
	住宅計画課長 柿原 崇史	(事務局)

4 議事要旨

発言者(敬称略)	内容
会長	○開会のあいさつ
事務局	○配布資料の確認 ○出席者の紹介 ○居住支援協議会の体制・事業について説明
事務局	議事1 居住支援協議会設置要綱改定について ○資料1 「福岡市居住支援協議会設置要綱(改定案)」の内容を説明 【意見, 質問等なし】
会長	居住支援協議会設置要綱改定については, 承認でよろしいか。 (一同, 同意)
事務局	議事2 令和元年度の事業報告及び決算 ○資料2 「議題Ⅱ 議題書」, ○資料2-1 「令和元年度事業報告」, ○資料2-2 「令和元年度決算書」の内容を説明 【意見, 質問等なし】
会長	令和元年度の事業報告及び決算については, 承認でよろしいか。 (一同, 同意)
事務局	議事3 令和2年度の事業計画及び予算 ○資料3 「議題Ⅲ 議題書」, ○資料3-1 「令和2年度事業計画(案)」, ○資料3-2 「令和2年度予算書(案)」の内容を説明 【意見, 質問等】
委員	住まいサポートふくおかの障がい者対応モデル事業は, 今後全市展開を目標としている。福岡市の障がい者部署において, 障がい者施策の方向性を決める障がい者等地域生活協議会があり, 私は「地域移行部会」に入っている。 地域移行とは, グループホームから民間賃貸住宅で暮らす, 家族同居から自立してアパートで一人暮らしを始めることである。 地域移行が進まない原因や, 解決策について昨年論議したが, 大きなネックの一つに住まい探しがあつた。 地域移行部会のメンバーである, 障がい者団体・親の会等の関係機関団体の方々

発言者(敬称略)	内容
委員	<p>からも、住まいサポートふくおかの障がい者対応が全市展開していくことについて期待されている。</p> <p>セーフティネット住宅の経済的支援について質問がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 セーフティネット住宅登録を済ませた後に経済的支援を申込み資格があるのか、同時申請も可能か。順番は決まっているのか。 2 入居を拒まない対象者を自分で決めた後、対象者の変更はできるのか。例えば、高齢者を対象者としてバリアフリーの改修工事を行った後に、高齢者を外して別の対象者へ変更を行うこと等はできるのか。 3 住替え助成事業の所得基準を政令月収に変更したことで、要件は厳しくなったのか、緩和されたのか。
事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 セーフティネット住宅を登録した後に経済的支援策の申込みをすることが基本だが、順序が逆になることについては柔軟に対応していく。 2 制度上は、対象者を変更することは認められている。しかし、例えのように、高齢者を対象としてバリアフリー改修工事後に、高齢者を対象者から外し、その他の対象者へ変更することは望ましくないため、そのような話があればオーナーと協議することになるだろう。 3 収入の基準については、所得金額で確認していたときと基本的には変わっていないが、少し緩和されている。
会長	<p>今年度の事業計画及び予算については、承認ということでよろしいか。</p> <p>(一同、同意)</p>
委員	<p>●全体を通しての質問・意見及び情報提供等</p> <p>福岡市は、居住支援に関して先進的な都市であるが、セーフティネット住宅や居住支援法人をどう使っていくかについてはぜひ、議論して行ってほしい。</p> <p>去年、居住支援法人連絡協議会ができたことも先駆的である。今年は、それらをどう有機的に結び付けていくのが大事だと考えている。</p> <p>利用者からすると、身近なところに色々な相談窓口があり、その窓口がバックドアの形で有機的に繋がっている相談体系を作ることができれば一番いいだろう。居住支援法人連絡協議会も動かしていただいて、もう一歩進んだ仕組みづくりに取り組んでいただきたい。</p> <p>セーフティネット制度の弱みとしては、オーナーのサポートが一番の課題となっており、その中で居住支援法人の働きとして求められるのは、生活の支援といったソフト面であるが、費用の捻出が難しい。入居者とのマッチングだけでなく、入居後の継続的な支援をどう確立させるかが大事だが、費用負担の部分が居住支援法人の悩みでもある。</p> <p>居住支援法人の登録は、当初、不動産系と福祉系の団体が半分ずつだったが、今は6割以上が福祉系である。生活支援が得意な法人の登録は増えているが、費</p>

発言者(敬称略)	内容
	<p>用負担をどうカバーしていくかが課題である。</p> <p>居住支援法人も努力しており、我々の団体はサブリースモデルとして、オーナーとの協力で家賃差益を支援に充てるビジネスモデルを作っている。オーナーからしてみると、生活支援や見守りが、継続的な安心につながる。今年は、費用負担の話にも踏み込んで、居住支援法人連絡協議会や居住支援協議会において議論していただきたい。</p> <p>コロナ対策で、「住まいの相談窓口」という制度に二次補正予算が付いた。これは、生活困窮者の相談窓口とは別の、住まいの相談窓口である。北九州市では、9月議会で補正予算案を提出し、10月から開始予定である。この制度であれば居住支援法人の日常生活支援予算を捻出することができる。福岡市でも、ぜひ検討してほしい。厚労省の予算なので、部署が違うかもしれないが、居住支援法人の予算の問題はずっと解決できていない問題である。</p> <p>今年、居住支援法人への国交省の補助金も、マッチングの成果主義になったが、予算があつての補助金であり、申請数によって補助金の額が変動するため、今年は申請に対する支給額は5割を切るのではないだろうか。頑張つてマッチングしても、申請額を全部もらえないこともあるため、補助金をあてにして人員配置することもできない。その点、厚労省の予算であれば、年間の委託事業として計画的に執行していくことが可能となるため、福岡市にも考えていただきたい。来年度もコロナ対策の枠組みは続くと思うし、その後、厚労省の中では、住まいの窓口を恒久化する話も出ている。居住支援の強化は国の大きな政策課題になっている。使えるツールは去年よりも増えているため、居住支援法人をうまく用いた仕組みづくりを構築できないかと思う。</p> <p>セーフティネット住宅の経済的支援に申請がないのは、既に入居している住宅を登録しているケースがほとんどであるからだろう。空き家段階で登録し、改修して貸し出すケースを想定していただろうが、既に入居しているため改修できない実態がある。</p> <p>登録住宅自体は8万戸ほどに増えたが、専用住宅は10分の1もないだろう。経済的支援を受けている物件が少ないのは、既に入居している住宅が多いからだろうが、数字だけを見ても分かりにくいものである。</p>
事務局	<p>厚労省の動きは、我々も把握しづらいものなので、情報提供していただけたことはありがたい。セーフティネット住宅の状況についてだが、住宅は、入居者がだんだん入れ替わっていくものであり、登録数を増やして、入居者の入れ替わりをどう円滑に支援していくかが大事だろう。目の前の困っている方をサポートするために、住まいサポートふくおかを更に確立していくことも大事だと考えている。居住支援法人連絡協議会の中でもうまくマッチングする仕組みができればと思うので、居住支援法人の方々にもご協力いただきたい。</p>
委員	<p>4月1日より市社協の組織を再編し、「住まい・まちづくりセンター」を作った。住まいサポートふくおか・社会貢献型空き家バンク・居住支援法人の事業を一体的に推進するセンターである。福祉・保健・医療・介護分野では、地域包括ケアの構築や地域包括支援体制の整備について言われているが、住まい・住まい方が</p>

発言者(敬称略)	内容
	<p>領域として含まれている。市社協としては、「住まい・まちづくりセンター」を作ることによって、「包括的居住支援」を掲げ、「断らない居住支援」を目指していきたい。居住支援法人の住まいの相談窓口とも重なるような機能を展開しようとしているため、紹介を兼ねて情報提供させていただいた。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>